（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　第十二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第二条第一項及び第七条（同令第十二条第一項及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定は、平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び昭和六十年国民年金等改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当（以下「福祉手当」という。）の支給の制限並びに平成二十三年以後の年の所得による特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に相当する金額の返還について適用し、平成二十二年以前の年の所得による支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

条約

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

条約第十九号

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定

日本国政府及び大韓民国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

平等及び相互利益の原則に基づいて原子力の平和的利用の分野における協力を更に拡大し、及び強化することを希望し、

エネルギー安全保障及び気候変動という世界的な課題への対処における原子力エネルギーの役割を確認し、

また、日本国と大韓民国との間に存在する友好関係を強化することを希望し、

原子力の平和的利用の分野における協力のための千九百九十年五月二十五日付けの日本国政府と大韓民国政府との間の交換公文（以下「交換公文」という。）による取極に基づく原子力の平和的利用における日本国と大韓民国との間の緊密な協力を考慮し、

また、日本国及び大韓民国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約（以下「不拡散条約」という。）の当事国であることを考慮し、

日本国及び大韓民国の双方が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

両締約国政府が原子力供給国グループの参加政府であることに留意し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a)　「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であって、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力（核物質、資材、設備及び技術を供給し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。）を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b)　「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i)　原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
その他の物質であって千九百五十六年十月二十六日に作成された国際原子力機関憲章（以下「憲章」という。）第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する含有率（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）

(ii)　特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム
ウラン二三三
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質
憲章第二十条の規定に基づき機関の理事会が決定する物質であって前記の物質以外のもの（その受入れを両締約国政府が書面により相互に通報するものに限る。）

(c)　「資材」とは、原子炉において使用する物質であってこの協定の附属書Ａのａ部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d)　「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であって、この協定の附属書ＡのＢ部に掲げるものをいう。

(e)　「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であって、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によって特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができ、そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であって、書面による又は他の媒体若しくは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f)　(e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g)　(e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。